

令和3年度人権教育推進研修 実施要項

1 目的

学校教育においては、人権教育の一層の充実を図り、人権尊重の意識を高める取組を実施することとされており、また、各学校においては、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」の提言を踏まえ、教科等指導、生徒指導、学級経営など、教育活動全体を通じて人権尊重の精神に立った学校づくりを進めていかなければならない。

本研修では、各学校や当該地域において指導的な役割を果たすべく、人権教育に関する諸課題について検討・分析するとともに、人権尊重の精神に立った学校づくりに向けて、組織的な人権教育推進体制を構築するための手法等の習得を図る。さらに、研修後の実践も通して、1) 人権教育に関する諸課題の改善に専門的知見を活用して組織的な取組を推進する力、2) 各学校や当該地域において教職員の専門性向上を推進する力、を育成する。

2 主 催 独立行政法人教職員支援機構

3 共 催 文部科学省

4 期 間 令和3年6月8日（火）～令和3年6月10日（木）

5 実施方法 Web会議サービスを用いた同時双方向通信によるオンライン研修

6 配信元 独立行政法人教職員支援機構 つくば中央研修センター
〒305-0802 茨城県つくば市立原3番地

7 標準定員 100名（5ユニット）

8 受講者

（1）受講資格

- ① 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者
- ② 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭等であり、各学校や当該地域において本研修の内容を踏まえて指導的な役割（研修の企画・立案・実施・評価等を含む）を果たす者

※ 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）を踏まえ、本研修における女性教職員の割合を25%以上とすることを、当機構として目標としている。女性の積極的な推薦について配慮すること。

（参考：令和2年度…30.0%、令和元年度…24.2%）

（2）推薦人数

各都道府県（中核市分を含む）においては2名程度、各指定都市においては1名程度とする。

なお、中核市を複数有する都道府県においては、各中核市からの推薦人数を1名以内とした上で、上記基準を超過して推薦できるものとする。

(3) 推薦手続

推薦期限は、令和3年4月28日（水）とする。

各都道府県・指定都市教育委員会においては、「研修情報登録システム」により推薦を行う。

中核市教育委員会においては、〔様式1〕により都道府県教育委員会に連絡し、都道府県教育委員会が「研修情報登録システム」により推薦を行う。

私立学校においては、都道府県知事部局に連絡し、都道府県知事部局が、教職員支援機構（電子メール「kk2@m1.nits.go.jp」）宛てに、〔様式1〕により推薦を行う。

国公立大学法人及び独立行政法人国立青少年教育振興機構においては、各機関の担当部局が取りまとめの上、教職員支援機構（電子メール「kk2@m1.nits.go.jp」）宛てに、〔様式1〕により推薦を行う。

(4) 受講者の決定

各都道府県・指定都市教育委員会等からの推薦に基づき、教職員支援機構が決定し通知する。

標準定員を超過した場合は、受講者数を調整することがある。

9 研修内容

日程表は「別紙1」のとおりとする。

10 事前課題

(1) 研修成果活用計画書の作成

受講者および所属長は事前に「研修成果活用計画書」を作成し、提出すること。なお、様式、提出方法等については、受講者決定時に別途連絡する。

(2) その他の事前課題

その他の事前課題がある場合は、受講者決定時に別途連絡する。

11 研修成果の活用

本研修は、受講者の研修成果を各学校や当該地域で活用することを前提としている。そのため、研修終了後1年程度の期間を経た後に、研修成果の活用状況（研修企画、研修講師、他校訪問等）についてのアンケート調査を実施する。推薦者は、研修修了者に対し、研修成果を効果的に活用する機会の提供、確保等の配慮をすること。

12 その他

(1) 所定の課程を修了した受講者には、修了証書を授与する。受講者推薦の際に、必ず受講者の氏名を確認し、正確に記入すること。

(2) 本研修は、Web会議サービス「Zoomミーティング」（（株）Zoomビデオコミュニケーションズ）を用いて同時双方向通信を行うオンライン研修である。受講に当たっては、当該ソフトウェアのインストールや安定したインターネット通信環境の確保の他、相互に音声・映像をやりとりする協議等ができるよう、音声マイク・Webカメラ等の必要機器を備えた端末を、1人1台準備すること。

(3) 受講者が研修に専念できるよう、推薦者には適切な受講環境及び研修時間の確保等、特段の配慮をお願いする。

(4) 本研修の受講に際し、特別な配慮が必要な者（障害、持病等）を推薦する場合には、事前に当機構に相談すること。

令和3年度人権教育推進研修　日程表(案)

		9:30	10:00	(第1講) 講義	(第2講) 講義	12:15	13:15	(第3講) 講義	15:00	16:00
6/8 (火)	開講に当たつて	人権教育を取り巻く国の動向等について 文部科学省初等中等教育局 内閣官房拉致問題対策本部 法務省人権擁護局	ハンセン病に関する偏見や差別意識解消に向けて 教職員支援機構	昼 休 憩	国内外の動きと学校や地域における人権教育の改善・充実に向けて 教職員支援機構	連絡	本日のリフレクション 教職員支援機構	演習・協議	演習・協議	連絡
6/9 (水)	ミーティング	(第4講) 講義	(第5講) 講義	同和問題に関する教育の実施 教職員支援機構	学校や地域における実践事例① 人権感覚を育むための教育活動の在り方 教職員支援機構	連絡	本日のリフレクション 教職員支援機構	演習・協議	演習・協議	連絡
6/10 (木)	ミーティング	(第8講) 講義	(第9講) 講義	児童生徒を取り巻くインターネットの問題点と危険性 教職員支援機構	学校で配慮と支援が必要なLGBTsの児童生徒 人権教育を推進するリーダーとして一研修の企画・運営に向けた一 教職員支援機構	連絡	研修成果の活用 教職員支援機構	演習・協議	演習・協議	閉講に当たつて

※2、3日目の入室開始は、講義開始の30分前からとし、朝のミーティングを講義開始15分前から始めます。

※午前・午後ともに、収録された講義を100～120分程度（小休憩含む）受講します。

※1日の最後にリフレクションとして演習・協議の時間を設けます。